

スクールバスの運行に関する規定

スクールバスの運行に関する規定

(主旨)

第一条 この規定は、株式会社勝浦成美の後援する成美学園高等学校のスクールバス（以下「バス」という。）の運行について必要な事項を定めるものとする。

(バス利用条件)

第二条 バスを利用する生徒は本校に通学する者およびスクーリング参加者とする。

2 前項に関して、成美学園高等学校（以下、「本校」とする。）がバスの利用が不適當と判断した者もしくは、第六条の規定に該当する者はバスの利用を認めない。

(運行路線と運行日)

第三条 バスは、次の各号に掲げる路線・範囲での運行を基本とする。

- (1) 鴨川線（月曜日から金曜日の往復）
- (2) 勝浦線（スクーリング実施時）
- (3) その他、特別に学校が必要とする場合には運行する。

(乗降場所・時刻および負担金)

第四条 乗降場所は駅・バス停もしくはバスが安全に停車することのできるスペースのある場所とする。

2 乗降場所・発車時刻・負担金については毎年見直しを行い定めることとする。

(乗務員が守ること)

第五条 乗務員はバスの運行において次の各号を守らなければならない。

- (1) 乗務員は安全運転を最優先に考え、運転に努めなければならない。
- (2) 安全運転のために体調管理に努めなければならない。
- (3) 安全運行のために運行前点検を怠ってはならない。
- (4) 安全運行のために検知器にて、呼気点検を実施しなければならない。
- (5) 乗務員はバス停車時には車輪止めをしなければならない。
- (6) 運転時酒気帯び状態で運転してはならない。
- (7) 事故が発生した場合、速やかに対処すること。
- (8) 利用申請区間以外の区間を利用しないこと。

(生徒が守るべきこと)

第六条 バス利用は次の事故を遵守しなければならない。

- (1) 車内を汚さないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 乗車時間に遅れないこと。
- (4) 体調不良等の場合には、すぐに運転手に伝えること。
- (5) シートベルトを確実に着用すること。
- (6) 乗務員の指示および指導等に従うこと。
- (7) 利用申請外の区間を利用しない。

(乗車の制限)

第七条 本校および乗務員は次に掲げる各号に該当する者に対しては、バスへの乗車を拒み、または下車を命ずることができる。

- (1) 他人に危険を及ぼし、もしくは他人に迷惑を及ぼすと認められる物品または動物の類を携帯する者。
- (2) 公の秩序もしくは善良な風紀を乱すおそれがあると認められる者。
- (3) 前項に掲げる者のほか、バスの運行上支障があると認められる者。
- (4) 本校の処分等を受け、本校がバス利用を不適切と判断された者。

(運行路線と負担金の変更について)

第八条 路線と負担期の変更については次の各号の定めによって定める。

- (1) 運行路線は、毎年2月末までに教務部もしくはバス運行に関わる責任者が次年度の運行案を作成し、職員会議の承認を得て、校長が決定する。
- (2) 負担金は、教務部・教頭・校長が負担金案を作成し、職員会議の承認を得て、代表取締役が決定する。
- (3) 前項に関して3月中に次年度の時刻表および負担金表などを生徒および保護者へ通知する。

(同乗指導について)

第九条 スクールバスを運行する乗務員は初回乗務までに安全運転管理者および校長を同乗させ、運航許可を得てから乗務を行う。

2 前項に関して運航許可を得るまでは生徒送迎を行うことは認めない。

3 安全運転管理者もしくは校長が必要と判断した場合には、同乗指導を行う。

(施行と改訂)

第十条 この規定は、令和7年4月1日から施行する。